

令和 3 年度版

国 民 年 金 概 要

(令和 2 年度実績)

福井市福祉保健部保険年金課

目 次

1	福井市の状況	
	(1) 位置と地勢	2
	(2) 福井市の沿革	2
	(3) 第七次福井市総合計画	3
	(4) 市政の主なできごと（令和2年～平成28年）	3
2	国民年金のあゆみ	4
3	国民年金事務機構図	11
4	国民年金事務分掌	11
5	令和3年度月別行事、事業計画	12
6	被保険者	
	(1) 適用状況	13
	(2) 異動状況	13
	(3) 付加年金加入状況	14
7	保険料	
	(1) 納付状況	15
	(2) 免除状況	15
	(3) 保険料収納体制の推移	16
8	年金給付	
	(1) 年金給付状況	17
	(2) 基礎年金給付状況	18
9	老齢福祉年金の受給権者数及び支給状況	19
10	特別障害給付金の受給権者数及び支給状況	19
11	事務費決算状況	20

1 福井市の状況

(令和3年8月1日現在)

面積	536.41 k m ²
世帯数	105,765 世帯
人口	260,254 人

(1) 位置と地勢

福井市は、日本の中央部、中部地方の日本海に面した福井県の県都で、県の北部、福井平野の真ん中に位置している（東経 136 度 13.1 分、北緯 36 度 3.5 分）。西方は、山岳地帯（国見岳）をへだてて、海水浴場と岩石美で有名な越前海岸公園にのぞんでいるが、その他はおおむね平坦地で、この間を九頭竜、足羽、日野の三大河川が市内で合流し、北方の三国港へ注いでいる。北方には、坂井平野が開け坂井市、あわら市方面と相対している。東方は、吉野嶽をこえて永平寺町、勝山市、大野市などの奥越山地とつながり、南方は、鯖江市、越前町などに隣接している。

市街地の中央部を JR 北陸本線が縦貫し、また、福井駅を起点として JR 越美北線が東方に走り、えちぜん鉄道、福井鉄道が市内を走っている。また、国道 8 号（京都市～新潟市）、158 号（福井市～松本市）、305 号（金沢市～南越前町）、365 号（加賀市～四日市市）、416 号（福井市～小松市）を初め、主要地方道等が縦横に走り、県の政治、経済、文化の中心地となっている。

(2) 福井市の沿革

昭和 20 年 7 月の空襲、昭和 23 年の福井大震災と再度にわたって全市が壊滅し致命的な打撃を受け、さらに水害、風害と幾多の災害に見舞われた。昭和 43 年には第 23 回福井国体の成功、また戦災復興土地区画整理事業の完成等、今日の「不死鳥のまち福井」を築き上げた。この年に策定した「福井市行政計画（第一次）」以来、市政運営の基本となる総合計画を策定し、市政発展を推進してきた。

平成 18 年 2 月には、隣接する美山町、越廼村、清水町と合併し、それぞれの地域の魅力を活かし、北陸の雄都として、さらなる大躍進を期している。

平成 29 年には、様々な取組を積極的に展開し、輝く未来の福井市を描けるよう果敢に挑戦していくため、市民、市民組織、事業者、行政がともに手を携え、知恵を出し合って福井市のまちづくりをすすめる指針として「第七次福井市総合計画」がスタートした。

平成 30 年度には福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会を開催し、平成 31 年 4 月には中核市へ移行した。

(3) 第七次福井市総合計画

みんなが輝く 全国に誇れる ふくい

「豊かな地域づくり」、「輝く未来への挑戦」を重点方針としてまちづくりを進める。この2つの重点項目に基づき、次の4つの分野毎に、市政全般にわたる政策、施策に取り組んでいく。

- ① 快適に暮らすまち
- ② 住みよいまち
- ③ 生き活きと働くまち
- ④ 学び成長するまち



(4) 市政の主なできごと（令和2年～平成28年）

令和2年（2020年）

- 2～12月 新型コロナウイルス感染症対策
- 7～12月 イメージロゴ「福いいネ！」を制作
- 10月 三里浜オリーブの特産化

平成31年・令和元年（2019年）

- 2月 福井駅周辺26年かけ、区画整理完了
- 4月 中核市へ移行、連携中枢都市圏の形成
- 5月 一乗谷朝倉氏遺跡が日本遺産として認定
- 11月 国が福井市ガス事業の譲渡を認可

平成30年（2018年）

- 2月 37年ぶりとなる記録的な大雪
- 9、10月 「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会の開催
- 10月 中核市指定に係る政令の公布

平成29年（2017年）

- 4月 第七次福井市総合計画がスタート
- 6月 「福井しあわせ元気国体」競技別プレ大会の開催
- 11月 福井市宣伝隊長朝倉ゆめまる「ゆるキャラグランプリ2017」第8位入賞

平成28年（2016年）

- 3月 福井駅西口広場の供用開始とえちぜん鉄道・福井鉄道相互乗り入れ
- 4月 福井駅西口再開発ビル「ハピリン」開業
- 7月 中央公園第1期工事エリア供用開始
- 9月 第七次福井市総合計画策定

2 国民年金のあゆみ

年	月	日	経 過
昭 34.	4.	16	第 131 国会において国民年金法（法律第 141 号）公布
	5.	1	厚生省に年金局、都道府県に国民年金課（部）設置
	11.	1	国民年金法施行（福祉年金の支給開始）
35.	3.	3	福祉年金の第一回支払いはじまる－ 受給者 226 万人、支払金額 89 億円
	10.	1	拠出年金の適用事務開始
36.	4.	1	保険料の徴収事務開始 被保険者数 1,709 万人 保険料 35 歳未満 100 円 35 歳以上 150 円
	11.	1	通算年金通則法（法律第 181 号）公布（36. 4. 1 から適用）
39.	5.	14	福井市国民年金委員協議会設立
42.	1.	1	保険料 35 歳未満 200 円 35 歳以上 250 円に引上げ
44.	1.	1	保険料 35 歳未満 250 円 35 歳以上 300 円に引上げ
45.	1.	1	高齢者に対する 5 年年金が創設される（保険料 750 円）
	7.	1	保険料 450 円に引上げ（2 本立から 1 本化） 無年金者解消のため第 1 回目の特例納付実施（47. 6. 30 まで）
	10.	1	付加年金の導入（保険料 350 円）
46.	7.	16	福井市国民年金友の会結成
47.	4.	1	国民年金印紙購入基金設置
	7.	1	保険料 550 円に引上げ
48.	9.	26	物価スライド制の導入及び老齢特別給付金が創設
49.	1.	1	保険料 900 円（再開 5 年年金を含む）付加年金 400 円にそれぞれ引上げ 第 2 回目特例納付実施（52. 12. 31 まで） 老齢特別給付金の支給開始
	4.	1	障害福祉年金 2 級新設
	6.	1	国民年金保養センター『北潟湖畔荘』開設
	9.	1	拠出年金を物価スライドにより 16.1%引上げ
	10.	1	国民年金業務の電算化（システム開発開始）
50.	1.	1	保険料 1,100 円（再開 5 年年金を含む）に引上げ
	2.	1	5 年年金支給開始
	9.	1	拠出年金を物価スライドにより 21.8%引上げ
51.	4.	1	保険料 1,400 円に引上げ
	6.	5	本来昭和 53 年度に予定されていた財政再計算期を 2 年繰上げ、年金額を平均で 16%政策設定された

年	月	日	経 過
昭 51.	9.	1	拠出年金額の引上げ
	10.	1	福祉年金額の引上げ
52.	4.	1	保険料 2,200 円に引上げ
	5.	20	年金額及び保険料の引上げ並びに年金支払期日の変更 福祉年金支払月（1 月、5 月、9 月から 4 月、8 月、12 月に変更）
	7.	1	拠出年金を物価スライドにより 9.4%引上げ
	8.	1	福祉年金額の引上げ（11.1%）
53.	4.	1	保険料 2,730 円に引上げ
	7.	1	第 3 回目特例届納付実施（55. 6. 30 まで） 拠出年金を物価スライドにより 6.7%引上げ 福祉年金額の引上げ（20.7%）
	10.	6	国民年金中央会館『こまばエミナース』開設
54.	4.	1	口座振替システム導入
55.	4.	1	保険料 3,770 円に引上げ
	7.	1	財政再計算による拠出金引上げ実施（単価 1,330 円→1,680 円）
	8.	1	福祉年金額の引上げ（7.5%）
56.	4.	1	保険料 4,500 円に引上げ 福井市国民年金委員設置要綱施行
	7.	1	拠出年金を物価スライドにより 7.8%引上げ 福祉年金額の引上げ（6.7%）
57.	1.	1	難民の地位に関する条約等への加入に伴い、国籍要件を撤廃
	4.	1	保険料 5,220 円に引上げ
	8.	1	拠出年金を物価スライドにより 4.0%引上げ
	9.	1	福祉年金額の引上げ（4.6%）
58.	4.	1	保険料 5,830 円に引上げ
59.	4.	1	保険料 6,220 円に引上げ
	5.	1	拠出年金・福祉年金額 2.0%引上げ
60.	2.	1	オンラインシステム導入
	4.	1	保険料 6,740 円に引上げ
	5.	1	拠出年金・福祉年金額 3.4%引上げ
61.	4.	1	新年金法制度が施行 拠出年金・福祉年金額 2.7%引上げ 保険料 7,100 円に引上げ
62.	4.	1	拠出年金・福祉年金額 0.6%引上げ

年	月	日	経 過
昭 62.	4.	1	保険料 7,400 円に引上げ
63.	4.	1	拠出年金・福祉年金額 0.1%引上げ 保険料 7,700 円に引上げ
平元.	4.	1	拠出年金・福祉年金額 0.7%引上げ 保険料 8,000 円に引上げ
2.	2.	1	年金の支払回数 6 回へ改正
	4.	1	保険料 8,400 円に引上げ、完全自動物価スライド制導入 福井市国民年金委員協議会会則施行 機構改革により、市民部保険年金課を市民部年金課に改める
3.	4.	1	20 歳以上の学生が当然加入となる 国民年金基金発足 保険料 9,000 円に引上げ（自動物価スライド 3.1%）
4.	4.	1	保険料 9,700 円に引上げ（自動物価スライド 3.3%） 拠出年金・福祉年金額 3.3%引上げ
	9.	1	口座振替再振替システム導入
5.	4.	1	保険料 10,500 円に引上げ（自動物価スライド 1.6%） 拠出年金・福祉年金額 1.6%引上げ
6.	4.	1	保険料 11,100 円に引上げ（自動物価スライド 1.3%） 拠出年金・福祉年金額 1.3%引上げ 機構改革により、市民部年金課を福祉保健部年金課に改める
10.		1	制度改正による財政再計算により拠出年金・福祉年金引上げ
11.	9		国民年金及び厚生年金保険制度を改正する法律が公布
7.	4.	1	制度改正により、70 歳まで特例で任意加入できるようになる 保険料 11,700 円に引上げ（自動物価スライド 0.7%） 拠出年金・福祉年金額 0.7%引上げ 第 3 号特例届実施（9. 3. 31 まで） 国民年金推進員設置に関する規則施行（国民年金推進員 7 名）
8.	4.	1	保険料 12,300 円に引上げ 国民年金法による年金額等の改定の特例に関する法律が施行 （平成 7 年全国消費者物価指数が 0.1%下落したが年金額の減額改定は行 わず、据置きとした）
9.	1.	1	基礎年金番号制スタート
	4.	1	保険料 12,800 円に引上げ
10.	4.	1	保険料 13,300 円に引上げ（自動物価スライド 1.8%）

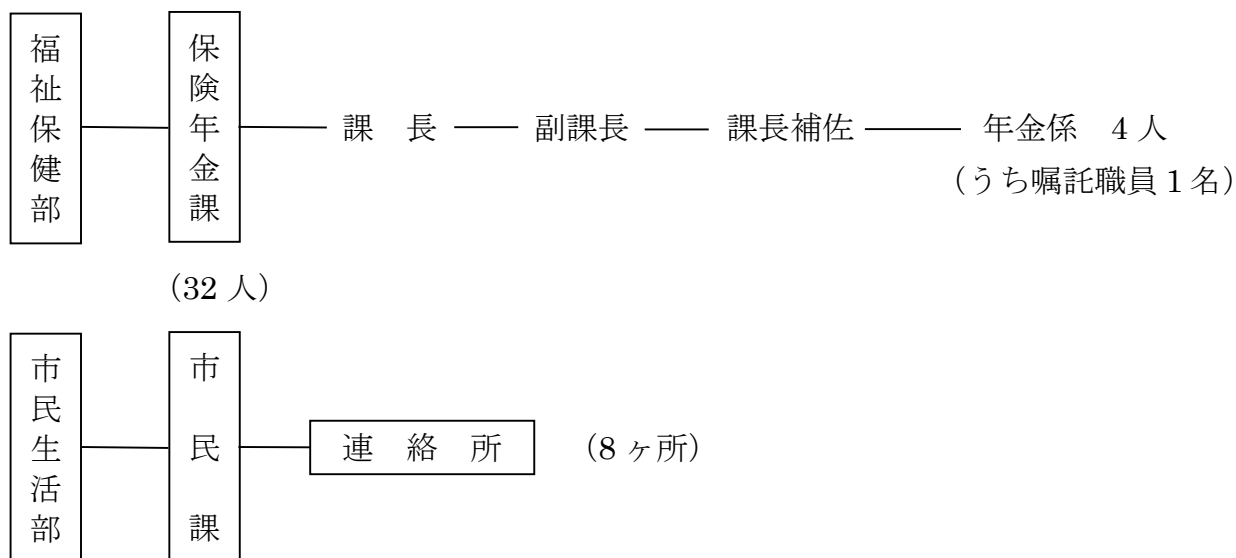
年	月	日	経 過
平 10.	4.	1	拠出年金・福祉年金額 1.8%引上げ 機構改革により、福祉保健部年金課を福祉保健部保険年金課に改める
平 11.	4.	1	保険料 13,300 円に据置き
平 12.	4.	1	保険料 13,300 円に据置き 学生納付特例制度の創設
12.	10		公的年金からの介護保険料特別徴収開始
13.	4.	1	保険料 13,300 円に据置き
14.	4.	1	保険料 13,300 円に据置き 半額免除制度の創設 一般保険料免除承認期間「7 月～翌年 6 月」に変更 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により ・ 適用事務、収納事務等が国に移管 ・ 第 3 号被保険者の届け出が事業所となる ・ 福井市国民年金保険料納付組合奨励に関する規則の廃止 ・ 福井市国民年金推進員設置に関する規則の廃止 ・ 国民年金印紙取扱規則の廃止 ・ 福井市国民年金印紙購入基金条例の廃止
	6.	1	電算システム分散により、新システム導入
15.	4.	1	保険料 13,300 円に据置き 拠出年金・福祉年金額 0.9%引下げ
16.	2.	1	コンビニ納付の導入
	4.	1	保険料 13,300 円に据置き 拠出年金・福祉年金額 0.3%引下げ インターネット等を活用した電子納付の導入
17.	4.	1	平成 16 年の「国民年金法等の一部を改正する法律案」により ・ 保険料 13,580 円に引上げ ・ 若年者に対する保険料納付猶予制度の創設 ・ 申請免除、学生納付特例制度の承認期間の遡及適用の開始 ・ 第 3 号被保険者の特例届出の実施 ・ 国民年金保険料の口座振替割引制度の拡充 ・ 特別障害給付金制度の創設 拠出年金・福祉年金額据置き
	7.	1	全額免除申請及び若年者納付猶予申請に係る継続申請の開始
18.	4.	1	保険料 13,860 円に引上げ

年	月	日	経 過
平 18.	4.	1	拠出年金・福祉年金額 0.3%引下げ 障害基礎年金と老齢厚生年金との併給が可能になる
	7.	1	多段階免除制度の創設 年金システムの変更（多段階免除制度の導入及び継続申請の所得情報交換により）
	8.	1	平成 17 年度の申請免除、若年者納付猶予及び学生納付特例の申請期限を 10 月まで延長
19.	4.	1	保険料 14,100 円に引上げ 拠出年金・福祉年金額据置き 受給権者の申出による年金給付の支給停止
	7.	6	年金時効特例法の施行
	7.	17	年金納付記録不備問題に伴う相談窓口開設
	12.	1	記録が結びつく可能性のある人への「ねんきん特別便」送付開始
20.	2.	1	クレジットカード納付の導入
	4.	1	保険料 14,410 円に引上げ 拠出年金・福祉年金額据置き 60 歳以上任意加入被保険者の保険料納付の口座振替原則化 大学等の学生納付特例申請代行開始 学生納付特例に係る申請手続きの簡素化（ハガキ形式での申請）
	6.	1	すべての年金受給者への「ねんきん特別便」送付開始
20.	10.		公的年金からの国民健康保険税特別徴収開始
	12.	15	すべての現役加入者への「ねんきん特別便」送付開始
21.	4.	1	ゆうちょ銀行での未支給年金及び未支給の保険給付の口座振込の開始 保険料 14,660 円に引き上げ 拠出年金・福祉年金額据置き 特別障害給付金支給額 1.4%引き上げ 現役加入者への「ねんきん定期便」送付開始 「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」の施行により ・平成 21 年度からの基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 に引き上げ ・国民年金保険料免除期間についての国民年金保険料計算方式の変更
21.	7.	1	国民年金保険料免除・納付猶予に係る申請手続きの簡素化(ターンアラウンド方式) 導入
21.	10		公的年金からの個人住民税特別徴収開始

年 月 日	経 過
21. 10	新システム導入
22. 1. 1	日本年金機構設立
4. 1	保険料 15,100 円に引き上げ 拠出年金・福祉年金額据置き 特別障害給付金支給額 1.4%引き下げ
23. 4. 1	保険料 15,020 円に引き下げ 拠出年金・福祉年金額 0.4%引き下げ 特別障害給付金支給額 0.7%引き下げ 障害年金加算改善法の施行
24. 4. 1	保険料 14,980 円に引き下げ 拠出年金・福祉年金・特別障害給付金 0.3%引き下げ
24. 10. 1	10 年の後納制度の開始
25. 4. 1	保険料 15,040 円に引き上げ
25. 10. 1	特例水準の解消のため拠出年金・福祉年金・特別障害給付金 1%引き下げ
26. 4. 1	保険料 15,250 円に引き上げ 口座振替による保険料「2 年前納」の開始 免除に係る遡及期間の見直し 特例水準の解消のため拠出年金・福祉年金・特別障害給付金 1%引き下げ
26. 10. 1	免除等の申請者等が所得に係る未申告者である場合の取扱いの改正
27. 4. 1	保険料 15,590 円に引き上げ 第 3 号不整合期間の特例追納制度の開始（平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日） 特例水準の解消のため拠出年金・福祉年金・特別障害給付金 0.5%引き下げ
27. 10. 1	5 年の後納制度の開始 共済年金を厚生年金に統一
28. 4. 1	保険料 16,260 円に引き上げ 特定事由に係る申出制度の施行 特定付加保険料制度の開始（平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）
28. 7. 1	納付猶予制度の対象年齢拡大（平成 28 年 7 月 1 日～平成 37 年 6 月 30 日）
29. 4. 1	保険料 16,490 円に引き上げ
29. 8. 1	受給資格期間が 25 年から 10 年に短縮
30. 4. 1	保険料 16,340 円に引き下げ
31. 4. 1	保険料 16,410 円に引き上げ

31. 4. 1	産前産後期間保険料免除制度の開始（国民年金第 1 号被保険者）
令元. 10. 1	年金生活者支援給付金制度の開始
2. 4. 1	保険料 16,540 円に引き上げ
3. 4. 1	保険料 16,610 円に引き上げ
	寡婦年金制度の見直し
	国民年金脱退一時金の支給上限月数の見直し
	未婚のひとり親の申請全額免除基準への追加
3. 8. 1	20 歳障害基礎年金等の所得要件の判定に用いる所得情報の切替月の見直し

3 国民年金事務機構図（令和3年4月1日現在）



4 国民年金事務分掌

○ 保険年金課

- ・ 年金の庶務に関すること
- ・ 被保険者の資格、記録に関すること
- ・ 各種届書の受理、報告に関すること
- ・ 拠出年金給付の裁定請求及び未支給請求（障害・遺族・寡婦のみ）に関すること
- ・ 老齢福祉年金の異動届、未支給年金請求等に関すること
- ・ 障害基礎年金、老齢福祉年金等定時届に関すること
- ・ 特別障害給付金の請求に関すること
- ・ その他国民年金に関すること

○ 市民課

- ・ 被保険者の住所等異動の届出に関すること

○ 連絡所

- ・ 被保険者の資格の届出に関すること
- ・ 各種届書の受理に関すること
- ・ 被保険者の住所等異動の届出に関すること
- ・ 拠出年金給付の裁定請求及び未支給請求（障害・遺族・寡婦のみ）に関すること
- ・ 特別障害給付金の請求に関すること

5 令和3年度月別行事、事業計画

月	内 容
毎月 通常業務	(1) 予算及び庶務全般 (2) 文書、物品の保管、請求 (3) 国民年金に関する市政広報への掲載（随時） (4) 各種届に係る得、喪、納付記録等入力 (5) 得、喪、転入、転出等諸異動の整理、報告 (6) 法定免除、申請免除等の整理、報告 (7) 裁定、未支給年金請求等の受理、審査、報告 (8) 異動者リストによる死亡者の整理 (9) 被保険者及び受給権者の相談等
5	(1) 市町村国民年金事務説明会（中止）
6	(1) 令和3年度国民年金事務に係る市町村の協力・連携計画書等の提出
8	(1) 令和2年度国民年金等事務費交付金決算審査及び報告書提出 (2) 令和2年度年金生活者支援給付金決算審査及び報告書提出 (3) 全国都市国民年金協議会総会及び研修会（神戸市：中止） (4) 「国民年金概要」作成
10	(1) 北陸三県都市国民年金業務研究会総会（小浜市：中止） (2) ねんきん月間事業計画の策定 (3) 全国都市国民年金協議会北信越ブロック各県代表国民年金担当者会議 （長野市：中止）
11	(1) ねんきん月間（11/1～11/30） (2) 令和4年度当初予算見積書提出 (3) 県都市国民年金主管課長会議（小浜市：中止）
1	(1) 市町国民年金事務担当者研修会 (2) 令和3年度国民年金等事務費交付金算定基礎表、支出見込額報告書の提出 (3) 令和3年度年金生活者支援給付金算定基礎表、支出見込額報告書の提出
3	(1) 令和3年度国民年金等事務費交付金交付申請書（精算交付）の提出 (2) 令和3年度年金生活者支援給付金申請書の提出

※例年開催される会議・研修等は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止となった。

6 被 保 險 者

(1) 適 用 状 況

(年度末現在)

区分 年度	被 保 險 者 数			
	第 1 号		第 3 号	計
	強 制	任 意 (高齢任意)		
21	34,910 人	609 (544) 人	17,376 人	52,895 人
22	33,640	567 (506)	16,885	51,092
23	33,095	536 (478)	16,480	50,111
24	32,377	454 (398)	16,125	48,956
25	31,334	404 (353)	15,956	47,694
26	29,881	344 (299)	15,692	45,917
27	28,572	327 (283)	15,182	44,081
28	27,642	314 (276)	14,410	42,366
29	26,587	283 (244)	14,043	40,913
30	25,956	285 (235)	13,634	39,875
R1	25,547	268 (226)	13,047	38,862
R2	25,137	289 (249)	12,420	37,846

(2) 異 動 状 況

(年度末現在)

区分 年度	得 喪				住 所 変 更			増 減 数
	取 得	喪 失	取 消	差 引	転 入	転 出	差 引	
21	(1号) 10,817	10,890	172	△ 245	1,220	1,373	△ 153	△ 398
	(3号) 2,506	2,885	50	△ 429	483	651	△ 168	△ 597
22	(1号) 9,471	10,579	161	△ 1,269	1,206	1,287	△ 81	△ 1,350
	(3号) 2,481	2,823	72	△ 414	451	578	△ 127	△ 541
23	(1号) 10,021	10,337	222	△ 538	1,192	1,268	△ 76	△ 614
	(3号) 2,410	2,854	38	△ 482	474	500	△ 26	△ 508
24	(1号) 9,570	9,990	171	△ 591	997	1,176	△ 179	△ 770
	(3号) 2,343	2,631	41	△ 329	467	546	△ 79	△ 408
25	(1号) 9,593	10,276	468	△ 1,151	1,193	1,176	△ 17	△ 1,134
	(3号) 2,494	2,899	47	△ 329	507	513	△ 6	△ 335
26	(1号) 9,027	10,120	161	△ 1,254	1,007	1,246	△ 239	△ 1,493
	(3号) 2,233	2,459	35	△ 261	422	486	△ 64	△ 325
27	(1号) 8,911	9,883	227	△ 1,199	1,031	1,212	△ 181	△ 1,380
	(3号) 2,020	2,544	54	△ 578	376	426	△ 50	△ 628
28	(1号) 9,131	9,968	118	△ 955	1,121	1,191	△ 70	△ 1,025
	(3号) 2,039	2,817	32	△ 810	356	374	△ 18	△ 828
29	(1号) 8,826	9,551	149	△ 874	916	1,191	△ 275	△ 1,149
	(3号) 1,932	2,292	29	△ 389	347	377	△ 30	△ 419
30	(1号) 9,202	9,510	153	△ 461	991	1,265	△ 274	△ 735
	(3号) 1,953	2,380	24	△ 451	541	528	△ 13	△ 438
30	(1号) 9,202	9,510	153	△ 461	991	1,265	△ 274	△ 735
	(3号) 1,953	2,380	24	△ 451	541	528	△ 13	△ 438
R1	(1号) 9,235	9,353	172	△ 290	884	1,116	△ 232	△ 522
	(3号) 1,826	2,306	23	△ 503	407	528	△ 121	△ 624
R2	(1号) 8,095	8,235	160	△ 300	942	1,169	△ 227	△ 527
	(3号) 1,643	2,191	36	△ 584	375	474	△ 99	△ 683

(3) 付加年金加入状況

(年度末現在)

区分 年度	対象者数 A	強制加入者 (農業者年金)	任意加入者 (付加年金)	計 B	加入率 B/A
21	24,098人	31人	1,281人	1,312人	5.4%
22	23,776	26	1,371	1,397	5.9
23	22,525	20	1,512	1,532	6.8
24	21,556	20	1,371	1,391	6.5
25	20,071	21	1,241	1,262	6.3
26	18,529	23	1,199	1,222	6.6
27	17,877	17	1,218	1,235	6.9
28	16,599	17	1,201	1,218	7.3
29	15,665	20	1,141	1,161	7.4
30	14,778	19	1,066	1,085	7.2
R1	14,144	19	1,033	1,052	7.4
R2	13,782	21	1,032	1,053	7.6

(注：対象者数＝第1号被保険者数－免除者数)

7 保 険 料

(1) 納 付 状 況

(年度末現在)

区分 年度	納 付 額	納付対象月数 A	納付実施月数 B	納 付 率 B/A
21	3,089,648 千円	312,693 月	209,338 月	66.9 %
22	3,008,339	297,960	198,024	66.5
23	2,766,188	284,052	186,194	65.5
24	2,678,407	267,247	178,208	66.7
25	2,650,392	255,668	172,733	67.6
26	2,646,264	239,577	166,787	69.6
27	2,446,398	227,535	158,547	69.7
28	2,443,113	210,086	148,868	70.9
29	2,267,397	196,857	143,079	72.7
30	2,224,012	189,253	140,089	74.0
R1	2,232,905	180,805	135,508	74.9
R2	2,220,690	173,882	134,116	77.1

(2) 免 除 状 況

(年度末現在)

区分 年度	強制被保険者 A	免 除 者			免 除 率 B/A
		法定免除	申請免除 ※	計 B	
21	34,910 人	2,013 人	8,648 人	10,661 人	30.5 %
22	33,640	2,073	8,167	10,240	30.4
23	33,095	2,163	8,917	11,080	33.5
24	27,642	2,278	8,973	11,251	34.8
25	31,334	2,396	9,252	11,648	37.2
26	29,881	2,433	9,248	11,681	39.1
27	28,572	2,451	8,554	11,005	38.5
28	27,642	2,419	8,917	11,336	41.0
29	26,587	2,448	8,748	11,196	42.1
30	25,956	2,497	8,681	11,178	43.1
R1	25,547	2,560	8,843	11,403	44.6
R2	25,137	2,642	8,713	11,355	45.2

※学生納付特例、納付猶予を含む

(3) 保険料収納体制の推移

(年度末現在)

区分 年度	自 主 納 付		口 座 振 替		納 付 組 織		計	
	対 象 者	割 合	対 象 者	割 合	対 象 者	割 合	対 象 者	割 合
21	13,695人	53.2%	12,068人	46.8%	—	—	25,763人	100.0%
22	13,154	51.0	11,579	49.0	—	—	24,733	100.0
23	12,583	53.2	10,961	46.8	—	—	22,335	100.0
24	11,817	53.4	10,518	46.6	—	—	20,908	100.0
25	11,092	52.9	9,816	47.1	—	—	20,908	100.0
26	10,426	53.2	9,164	46.8	—	—	19,590	100.0
27	10,095	53.9	8,639	46.1	—	—	18,734	100.0
28	9,239	53.0	8,200	47.0	—	—	17,439	100.0
29	8,683	52.8	7,755	47.2	—	—	16,438	100.0
30	8,334	52.9	7,403	47.1	—	—	15,737	100.0
R1	8,079	52.9	7,081	47.1	—	—	15,160	100.0
R2	7,729	52.7	6,947	47.3	—	—	14,676	100.0

(注：法定免除、全額免除、若年者納付猶予、学生納付特例を除く)

8 年 金 給 付

(1) 年金給付状況 (年度末現在)

区分 年度	老 齡（旧法）		障 害（旧法）		母 子（旧法）		遺 児（旧法）		寡 婦（新法）		計	
	件 数	年 金 額	件 数	年 金 額	件 数	年 金 額	件 数	年 金 額	件 数	年 金 額	件 数	年 金 額
22	8,515 件	3,010,632 千円	170 件	147,131 千円	0 件	0 千円	0 件	0 千円	77 件	35,094 千円	8,762 件	3,192,857 千円
23	7,764	2,719,693	156	134,900	0	0	0	0	68	30,842	7,988	2,885,435
24	7,006	2,445,335	147	126,428	0	0	0	0	64	28,780	7,217	2,600,543
25	6,265	2,180,942	133	114,413	0	0	0	0	58	25,842	6,456	2,321,197
26	5,630	1,929,944	118	100,077	0	0	0	0	53	23,008	5,801	2,053,029
27	5,037	1,740,800	107	91,271	0	0	0	0	39	17,040	5,183	1,849,111
28	4,426	1,523,472	94	80,155	0	0	0	0	40	17,364	4,560	1,620,991
29	3,907	1,346,960	88	74,617	0	0	0	0	38	16,064	4,033	1,437,641
30	3,393	1,178,373	78	66,435	0	0	0	0	36	14,953	3,507	1,259,761
R1	2,997	1,044,544	72	60,847	0	0	0	0	30	12,290	3,099	1,117,681
R2	2,557	895,603	69	58,041	0	0	0	0	28	11,435	2,654	965,079

(2) 基礎年金給付状況 (年度末現在)

区分 年度	老 齡 基 礎		障 害 基 礎 （ 抛 出 ）		障 害 基 礎 （ 福 祉 ）		遺 族 基 礎 （ 抛 出 ）		計	
			〔 法第30条、第30条の 2 〕 〔 第 30 条 の 3 該 当 〕	〔 法 第 30 条 の 4 〕 〔 附 則 第 25 条 該 当 〕	〔 法 第 37 条 該 当 〕					
	件 数	年 金 額	件 数	年 金 額	件 数	年 金 額	件 数	年 金 額	件 数	年 金 額
26	61,998 件	42,476,872 千円	1,557 件	1,303,088 千円	2,491 件	2,132,285 千円	493 件	379,083 千円	66,539 件	46,291,328 千円
27	64,327	44,542,510	1,613	1,362,890	2,553	2,200,081	509	394,728	69,002	48,500,209
28	66,219	45,935,409	1,656	1,399,442	2,595	2,234,639	543	426,179	71,013	49,995,669
29	68,593	47,231,399	1,704	1,434,504	2,630	2,260,286	502	394,319	73,429	51,320,508
30	69,802	48,063,029	1,758	1,481,313	2,666	2,293,761	504	394,897	74,730	52,233,000
R1	70,967	48,958,719	1,787	1,505,122	2,713	2,336,312	496	389,070	75,963	53,189,223
R2	71,839	49,737,550	1,811	1,523,447	2,738	2,359,411	471	371,217	76,859	53,991,625

9 老齢福祉年金の受給権者数及び支給状況

(年度末現在)

区分 年度	受 給 権 者 数				支 給 年 金 額
	全 部 支 給	一 部 停 止	全 部 停 止	計	
21	16人	3人	10人	29人	6,906千円
22	11	2	8	21	4,812
23	10	1	6	17	4,074
24	6	1	4	11	2,449
25	3	1	3	7	1,228
26	2	1	1	4	824
27	2	1	1	4	829
28	1	0	0	1	333
29	0	0	0	0	0
30	0	0	0	0	0
R1	0	0	0	0	0
R2	0	0	0	0	0

10 特別障害給付金の受給資格者数及び支給状況

(年度末現在)

区分 年度	受 給 資 格 者 数				支 給 額 (1ヶ月分)
	全 部 支 給	一 部 調 整	全 部 調 整	計	
28	(1級) 1人 (2級) 14	(1級) 2人 (2級) 4	2 4	27 人	814,369 円
29	(1級) 1 (2級) 13	(1級) 2 (2級) 4	1 5	26	774,080
30	(1級) 1 (2級) 12	(1級) 2 (2級) 3	1 8	27	718,136
R1	(1級) 1 (2級) 8	(1級) 2 (2級) 3	2 11	27	736,011
R2	(1級) 3 (2級) 10	(1級) 1 (2級) 3	1 9	27	713,897

1 1 事務費決算状況

歳 入	30年度	R1年度	R2年度	R3年度
事務費交付金 決 算 額	円 49,719,904	円 45,613,666	円 54,948,895	円 57,941,044
〔事務費交付金 (人件費)〕	26,024,858	25,098,916	29,421,154	29,040,775
〔事務費交付金 (物件費)〕	11,722,910	10,818,082	16,251,074	18,257,850
〔特別障害給付金 事務費交付金〕	70,416	73,220	71,982	71,982
〔協力・連携に 係る経費〕	9,678,720	8,268,780	7,114,145	8,874,847
〔年金生活者支援 給付金事務費〕	2,223,000	1,354,668	2,090,540	1,695,590

※年金生活者支援給付金事務費は平成30年度から歳入開始

歳 出	30年度	R1年度	R2年度	R3年度
人 件 費	円 42,712,236	円 44,311,337	円 38,352,490	円 33,853,069
物 件 費	20,014,240	17,632,064	16,409,571	18,155,157
協力・連携に係る歳出	10,585,968	11,302,894	9,570,434	9,106,000
年金生活者支援給付金に係る歳出	2,223,000	2,722,758	3,724,086	3,070,220
合 計	75,535,444	75,969,053	68,056,581	64,184,446